

琴浦町漁村センターの指定管理者の指定について

農林水産課

1 趣旨

現在、赤碕町漁業協同組合を指定管理者として管理を行っている琴浦町漁村センターの管理協定期間が今年度末に終了することから、当該施設の指定管理について琴浦町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第1項第1号に基づき、施設の特徴を踏まえ、引き続き赤碕町漁業協同組合を指定管理者として指定する。

2 施設の概要

- (1) 施設名 琴浦町漁村センター(昭和53年度漁村環境整備事業にて建設)
- (2) 所在地 琴浦町大字赤碕 1708番地2
- (3) 管理協定期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日(3年間)

3 赤碕町漁業協同組合を指定する理由

- (1) 本施設の設置目的が「琴浦町において水産業に従事する者及び地域住民の相互の親睦及び生活改善並びに生産意欲の向上を図ること」であることから、地域の漁業者により構成され、長年にわたって水産業に従事し、水産関係者のみならず地域と一体となった活動を行っている当該組合が適切である。
- (2) 当該組合は、漁村センター設置当初から施設の管理運営をしており、本センターの有効な活用についてより一層の期待ができる。

4 外観及び位置図

